

木とふれあう空間整備支援事業実施要領

(制 定) 平成30年3月28日 29み整第73267号

(改 正) 令和3年3月30日 2み整備第78726号

第1 趣旨

この要領は、木とふれあう空間整備支援事業の実施について、木とふれあう空間整備支援事業補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業内容及び補助対象

1 事業内容

PR効果の高い公的スペースにおける木造施設建設や木質化に要する経費のうち、「香川県産木材認証制度のためのガイドライン」に基づき香川県産木材認証制度運営協議会（以下「協議会」という。）が認証した木材および木材を加工した製品（以下「認証木材等」という。）及び認証木材等を使用した木製備品等の購入経費に対して助成する。

2 補助金交付対象者

県内に認証木材等を使用して木造施設建設や木質化をしようとする法人、各種団体、個人事業主、その他知事が適当と認めた者。

3 補助対象となる施設の要件

- (1) 取組の内容が、県産木材のPR効果が高いと知事が認めるものであること。
- (2) 補助金交付決定日以降に着工するもの。ただし、すでに着工している建築物について、本事業を活用しその一部の木質化等に取り組む場合は、補助金交付決定日以降県担当者により当該木質化等に未着工であることの現地確認を受け、確認後、着工するものとする。
- (3) 補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間は、補助対象施設の交付申請時における目的を変更又は終了しない計画であること。
- (4) 本事業以外の補助金等の受給がある場合、補助金の交付対象に重複がないこと。
- (5) 本事業実施中及び終了後の施設において、認証木材等の利用を示す表示を行うこと。
- (6) 政治的又は宗教的活動に資すると認められるものでないこと。

4 補助対象となる費用

認証木材等の購入経費及び認証木材等を使用した木製備品等の購入経費とする。ただし、使用した構造材、造作材、壁材及び床材等の木材の使用数量（材積）については、竣工時において納品書等で確認・証明できるものに限る。

第3 事業の実施等

1 事業計画

- (1) 本事業を実施しようとする者は、別に定める期限内に、事業計画書（別記様式第1号）を作成し、次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。
 - ア. 補助対象経費が確認できる設計書等
 - イ. 事業内容が分かる図面等
 - ウ. 木材使用量が確認できる木拾い表等
 - エ. 県税の納税義務が発生する者にあつては、納税証明書
 - オ. 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定により建築確認申請書の提出が必要な場合は、確認済証の写し（ただし、事業計画書提出時に建築確認申請中、又は建築確認申請予定で、建築確認済証の交付が確実と見込まれる場合は、建築確認申請書の写しを提出し、補助金等交付申請書又は実績報告書に建築確認済証の写しを添付すること。）
 - カ. 定款又は会則等の写し
 - キ. 誓約書
 - ク. その他知事が必要と認める書類

2 事業計画の審査及び承認

- (1) 本事業は、公募により受付し、提出された事業計画書等の内容について審査を行う。
- (2) 事業内容の詳細を把握するため、プレゼンテーションやヒアリングを実施する場合がある。
- (3) 知事は、審査会により採択事業を決定したときは、事業実施主体へ補助予定額を内示する。

3 事業の実施

内示を受けた事業については、指示された期限までに補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

ただし、1の事業計画書の提出時から内容に変更が無い場合は、第1号から第6号までを省略することができる。

- (1) 補助対象経費が確認できる設計書等
- (2) 事業内容が分かる図面等
- (3) 木材使用量が確認できる木拾い表等
- (4) 県税の納税義務が発生する者にあつては、納税証明書
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定により建築確認申請書の提出が必要な場合は、確認済証の写し
- (6) 定款又は会則等の写し

- (7) 収支予算書
- (8) その他知事が必要と認める書類

4 認証木材等の使用

事業実施主体は認証木材等を使用することとし、実績報告書に香川県産木材認証機関が発行する産地認証又は品質認証の証明書を添付しなければならない。

5 実績報告

事業実施主体は、施設等の整備・設置が完了した場合、速やかに実績報告書を作成し、次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
- (2) 収支決算書
- (3) 認証木材等の産地認証又は品質認証証明書
- (4) 契約書の写しや請求書の写し等
- (5) 完成写真

6 事業の成果等

- (1) 事業実施主体は、補助対象施設等の設計や施工等の内容が分かる資料や写真等について、県の求めがあった場合は、それに応じ提出しなければならない。

また、そこで得た事業の成果については、県産木材のPRや利用促進のために公開することに同意するものとする。

- (2) 事業実施主体は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、毎年4月末までに前年度の施設の運営状況について、別記様式第2号により知事に報告するものとする。
- (3) 事業実施主体は、当該施設内や案内パンフレット等において、県産木材を使用していることを明記するなど、県産木材のPRに積極的に努めること。

附則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則（令和3年3月30日付2み整第78726号）

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。